○柳井地域広域水道企業団旅費条例

昭和５７年１２月１０日
条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、公務のために旅行する柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）の職員等（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を含む。以下同じ。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第２条　職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項については、柳井市旅費条例（平成１７年柳井市条例第４６号。以下「柳井市旅費条例」という。）の例による。この場合において、企業団議員、企業長、副企業長、参与及び監査委員の旅費については、柳井市旅費条例別表１号の区分に相当する額を、附属機関を組織する委員その他の構成員の旅費については、柳井市旅費条例別表２号の区分に相当する額をそれぞれ支給する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年４月１日条例第１号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年２月２６日条例第１号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年２月２１日条例第５号）

この条例は、平成１７年２月２１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日条例第１号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日条例第５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月２日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年１２月２７日条例第２９号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、柳井市、周防大島町、上関町又は田布施・平生水道企業団に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員が施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、柳井市旅費条例（平成１７年柳井市条例第４６号）、周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例（平成１６年周防大島町条例第４５号）、上関町職員等旅費支給条例（令和３年上関町条例第１６号）又は田布施・平生水道企業団職員等の旅費に関する規程（平成１９年田布施・平生水道企業団管理規程第１６号）第２条において準用する田布施

町旅費条例（平成１２年田布施町条例第６号）の例による。

附　則（令和７年３月３１日条例第４号))

この条例は、令和７年４月１日から施行する。